

熊本市若年がん患者在宅療養生活支援事業

熊本市では若年のがん患者の方が住み慣れた自宅で安心して自分らしく過ごせるよう、在宅サービス利用料（訪問介護、訪問入浴介護、福祉用具の貸与）および福祉用具の購入費の一部を助成します。

対象者
※すべてに
該当する方

- 18歳以上40歳未満の熊本市に住民票のあるがん患者の方
(18歳~19歳で小児慢性特定疾病医療費助成制度を利用中の方は除く)
- 医師が一般的に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがない状態に至ったと判断し、在宅療養のための支援や介護が必要な方
- 他の制度において同等の補助又は給付を受けていない方 など

助成対象
サービス
内容

- 訪問介護（ホームヘルプサービス）
 - ・身体介護（食事、清拭、入力、排泄等の介助）
 - ・生活援助（調理や洗濯、掃除等の介助）
 - ・通院等の乗降介助
- 訪問入浴介護
- 福祉用具等の貸与
 - ・車いす（付属品含む）・特殊寝台（付属品含む）・床ずれ防止用具・体位変換器
 - ・手すり（工事を伴わないもの）・スロープ（工事を伴わないもの）・歩行器
 - ・歩行補助つえ・移動リフト（つり具の部分を除く）・自動排泄処理装置
- 福祉用具の購入
 - ・腰掛便座・自動排泄処理装置の交換可能部品・排泄予測支援機器
 - ・簡易浴槽・入浴補助用具・移動用リフトのつり具部分

ホームヘルパーが訪問し、日常生活の介護や家事援助を行います

利用上限

サービス内容	サービス利用上限額	注意点
・訪問介護 ・訪問入浴介護 ・福祉用具の貸与 ・福祉用具の購入 ※1	上限:月額54,000円 ※1 福祉用具の購入については1回限り対象	1か月に受けたサービス利用の合計額の9割を助成します。(上限54,000円)

- 対象サービスは介護保険法に基づき、熊本市長が指定した事業者が提供するサービスに限ります。
- 福祉用具の購入費の助成は、1回限りです。
- 生活保護を受給されている方は10割相当額を助成します。
- 上限額を上回る利用料は、ご本人の負担となります。

申請窓口
・問合せ先

熊本市医療対策課 医療企画班

〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号
ウェルパルクまもと4階
TEL 364-3186 FAX 371-5172

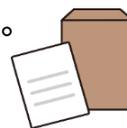


事業概要・申請書等をダウンロードできます

申請の流れ

1 利用申請と決定（市 ⇄ 申請者）

- 必要書類①、②を熊本市医療対策課に来所または郵送にて提出してください。
- 申請内容の審査完了後に、市から利用承認通知書を郵送します。



提出書類	① 熊本市若年がん患者在宅療養生活支援事業利用申請書
	② 医師の意見書(市の所定の様式) ※意見書作成料は利用者負担になります。
	③ ご本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)の写し

※申請書の提出日と意見書に記載のある判断日のうち、いずれか遅い日が本制度の利用開始日になりますので、利用決定通知を受け取る前からサービス利用ができます。

2 サービス利用と支払い（申請者 ⇄ 事業者）

- 介護保険の指定事業者と契約を行い、サービス利用を開始してください。
- 介護保険の指定事業者から請求された額をいったん全額支払い、その際に領収書と明細書(サービス内容、利用回数、金額の記載があるもの)を必ず、発行してもらってください。



介護保険指定事業者一覧はこちら ⇒



3 助成金の請求と交付（市 ⇄ 申請者）

- 以下の①～④の書類を熊本市医療対策課に来所または郵送にて提出してください。

提出書類	① 熊本市若年がん在宅療養生活支援事業実績報告兼補助金請求書
	② サービス提供事業所等の領収書(原本)
	③ サービスの内容・利用回数・金額が記載された明細書の写し
	④ 振込先が確認できるもの(通帳の写し等)

※サービスを利用した日の翌日から2年以内に請求してください。

※申請者が請求等の手続きを委任した場合は、受任者による請求が可能となります。

※4月～翌年3月のサービス利用料・購入費用は同年度内(3月中)に請求してください。

- 請求内容の審査完了後、市から支給決定通知書を郵送し、指定口座に助成金を振り込みます。(請求からお振込みまで2か月程度かかります。)

がんに関する相談窓口：がん相談支援センター

県内のがん診療連携拠点病院に設置されている「がん相談支援センター」では、患者やご家族等からの、がんに関する不安やお悩みごとについて気軽に相談できます。かかりつけ病院ではなくても、どなたも無料で相談できます。

詳しくは「熊本県がん相談支援センター」ホームページ(右のQRコード)からご確認ください。

